

訪問看護事業重要事項説明書(医療保険用)

あなたに対する訪問看護の提供開始にあたり、北茨城市条例の規定に基づき当ステーションが説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業所の概要

事業所の名称	北茨城市民病院 訪問看護ステーション	
サービスの種類	訪問看護	
事業所の所在地	〒319-1711 北茨城市関南町関本下 1050 番地	
電話番号	0293-46-1121	
指定年月日・事業所番号	平成30年7月1日	0861590065
管理者の氏名	日下 裕美	
通常の事業の実施地域	北茨城市(中山間地域を除く)、福島県いわき市勿来町	

2 事業の目的と運営の方針

事業の目的	居宅において療養する患者等で主治医が必要と認めた方に対し、その居宅において看護師等による療養上の世話又は診療の補助を行うことにより、安心して居宅での療養生活ができるようにすることを目的としています。
運営の方針	(1) 利用者の心身の特性を踏まえ、可能な限り居宅において自立した日常生活が送れるように、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指します。 (2) サービスが漫然かつ画一的なものにならないよう、療養上の目標を設定し、計画的にサービスを提供するとともに、自ら提供するサービスの質を評価し、常に改善を図ります。 (3) 地域との結びつきを重視し、保健、医療、福祉機関との綿密な連携に努めます。

3 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで、第1、第3及び第5土曜日 ただし、国民の祝日(振替休日を含む。)及び年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く。
営業時間	月曜日から金曜日までは、午前8時30分から午後5時15分まで 第1、第3及び第5土曜日は、午前8時30分から午後0時30分まで ただし、利用者の病状などの理由により必要な場合に対応できるよう、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

4 職員体制

管理者	常勤1名（兼務）
看護師	常勤4名
看護師	非常勤1名
事務職員	常勤1名

5 利用料

(1) 医療保険 訪問看護の利用料

医療保険「利用者負担金」は、医療保険報酬に基づいて負担していただきます。

所得の状況により1割～3割負担になります。

その他限度額適用認定証、医療福祉費受給者証(マル福)等をお持ちの場合は金額が変わります。

診療報酬	利用者負担金
訪問看護基本療養費（Ⅰ）	
週3日目まで	5,550円/日
週4日目以降	6,550円/日
訪問看護基本療養費（Ⅱ）	
同一建物内 2人	週3日目まで 5,550円/日
	週4日目以降 6,550円/日
〃 3人	週3日目まで 2,780円/日
	週4日目以降 3,280円/日
訪問看護基本療養費（Ⅲ）	
外泊時の場合	8,500円/日
訪問看護管理療養費 1	
月の初日の訪問日	7,670円/日
2日目以降	3,000円/日
長時間訪問看護加算	
1時間30分以上	5,200円/週1日
〃 (厚生労働大臣の定める者)	5,200円/週3日
難病等複数回訪問加算	
1日のうち	2回訪問 4,500円
	3回訪問 8,000円
複数名訪問看護加算	
1人以上の看護職員との同行	4,500円/週
夜間・早朝訪問看護加算	
夜間 18:00～22:00	2,100円/日
早朝 6:00～8:00	2,100円/日
深夜訪問看護加算	
深夜 22:00～6:00	4,200円/日

24 時間対応体制加算 24 時間対応体制における看護業務負担軽減の 取組を行っている場合		6,800 円／月
緊急訪問看護加算 緊急に訪問看護を実施した場合	月 1 4 日目まで 月 1 5 日目以降	2,650 円／日 2,000 円／日
特別管理加算 (特別な管理のうち重症度等の高い場合) ・在宅悪性腫瘍患者指導管理 ・在宅気管切開患者指導管理 ・気管カニューレを使用している状態 ・留置カテーテルを使用している状態 (特別な管理が必要な場合) ・在宅酸素 ・ストーマ ・褥瘡		5,000 円／月 2,500 円／月
乳幼児加算 乳幼児 6 歳未満の訪問看護 〃 (厚生労働大臣の定める者)		1,300 円／日 1,800 円／日
退院時共同指導加算 在宅での療養上必要な指導を行った場合 〃 (厚生労働大臣の定める者) 退院時共同指導・特別管理指導加算 特別管理加算対象者のみ		8,000 円／月 1 回 8,000 円／月 2 回 (上記に加えて) 2,000 円／月
退院支援指導加算 退院日に療養上必要な指導を行った場合 〃 (長時間 1 時間 30 分以上)		6,000 円／回 8,400 円／回
ターミナルケア加算 死亡日前 14 日以内に 2 回以上ターミナルケアを行った場合		25,000 円／死亡時

※当ステーションは関東信越厚生局届出により、利用料に下記の項目が加わります。

- ・訪問看護ベースアップ評価料 (I) 780 円／月
- ・訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円／月

(2) 交通費等の実費相当額

訪問看護の実施に伴い必要な費用として、下記のとおり実費相当額を頂きます。

費用の種類	実費相当額
交通費往復分 (距離の端数は四捨五入とする)	20 円/km
医療機器等レンタル料 吸引器 (4 日目以降) 専用チューブ代	30 円/日 170 円/本
死後の処置料 故人に対して行う処置料として	11,000 円
訪問キャンセル料 当日キャンセルの場合	当日利用料の 50%
休日訪問料 営業日以外の土日祝日・年末年始	2,000 円/回

(3) 支払方法

上記(1)及び(2)の利用料は、月ごとにまとめて翌月の 10 日以降に請求書にてお知らせをしますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金その他の費用に係る領収書等については、現金払いにおいては支払い後、また銀行振り込みにおいては、振り込みの確認ができ次第速やかに交付します。

支払い方法	支払い先等
銀行振り込み	筑波銀行 磯原支店 普通預金 口座番号 653455 名義人氏名 北茨城市民病院 事業管理者 田淵 崇文
現金払い	病院、訪問看護ステーション窓口にお支払ください。

6 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行う指示を求める等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
---------	------------------------------	--

7 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員等及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

8 感染症発生時の対応

指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。

感染症の拡大状況を把握し、必要時には予防対策を講じて訪問を行います。

9 災害発生時の対応

災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。

原則は自治体の発出する避難指示に従い、災害時の情報や被害状況を把握し安全を確保した上で利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携を行い必要時訪問を検討します。

10 高齢者虐待防止の対応

ご利用者への差別の禁止、人権擁護、虐待防止のため虐待防止に関する責任者の設置、苦情解決対策等の必要な体制整備を行うとともに、職員に対する虐待防止の啓発・普及するための研修を実施します。

また、サービス提供中に当該事務所職員又は養護者（利用者の家族等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

11 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

12 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当院の下記の窓口でお受けします。

苦情相談窓口	電話番号	0293-46-1121
	担当部署	訪問看護ステーション 日下 裕美

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し出ることができます。

茨城県医療安全相談センター	電話番号	0293-301-6201
---------------	------	---------------

13 サービスの利用に当たっての留意事項

(1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんので、あらかじめ御了解ください。

- ・各種支払や年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い

(2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに当ステーションへ御連絡ください。